

ご案内

健康講座

「認知症の高齢者に対する接し方」

対市内在住の60歳以上の方  
日11月26日(水)午後1時30分〜3時

場鶴川市民センター

講Y M C A福祉専門学校講師  
・利根川都子氏

定30人(申し込み順)

申往復ハガキに講座名・住所

・氏名(ふりがな)・電話番号・年齢を明記し、11月19日

まで(必着)に、町田市老人

クラブ連合会(T194-002

2、森野1-1-15、わくわ

くプラザ町田3階、☎725

・4613)へ。

問高齢者福祉課☎724・2

141☎050・3101・

6180

男女平等推進センター

講演会

「考えよう!そして無くそう

!〜夫婦間暴力(DV)・恋人

間暴力(デートDV)&スト

ーカー」

日12月14日(日)午後2時〜

5時

場町田市民フォーラム

内「配偶者や恋人からの暴力

の実態と支援について」ス

トーカー防止法」「町田市に

おけるDV・ストーカーの現

状と対策」

講(公財)横浜市男女共同参

画推進協会理事・事業本部長

納米恵美子氏、町田警察生活

安全課防犯係警部補・河口久

氏

**社会保障・税番号**  
**(マイナンバー)制度**

「通知カード・個人番号カードとは?」



社会保障・税番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤となるものです。

2016年1月からの導入にあたり、皆さんに発送する「通知カード」と、申請者に発行する「個人番号カード」について説明します。

**【通知カード】**  
2015年10月から、「通知カード」で個人番号(マイナンバー)を通知します。

①住民票を有するすべての方に、一人一つの12桁の番号(マイナンバー)が通知されます。

②マイナンバーは、その番号情報が漏洩し、不正に使われるおそれがある場合を除き、生涯変更されません。

③通知カードには、氏名・住所・生年月日・性別が記載されていますが、顔写真は入っていないため、身分証明書としては利用できません。

**【個人番号カード】**  
2016年1月からは、本人の申請に基づき「個人番号カード」が交付されます。

①氏名・住所・生年月日・性別・個人番号(マイナンバー)・本人の顔写真が掲載されますので、身分証明書としても利用できます。

②カードのICチップに搭載された電子証明書によって、e-TAXをはじめ、各種の電子申請が行えます。

③コンビニエンスストアでの証明書類の自動交付など、各自治体が条例で定めるサービスにも利用できます。

「住民基本台帳カードは、どうなる?」

①個人番号カードの交付が始まる2016年1月から、住民基本台帳カードは交付されません(1人で個人番号カードと住民基本台帳カードの両方を持つことはできません)。

②2015年12月までに交付された住民基本台帳カードは、これまでどおり10年間有効です。

**【コールセンターのご案内】**  
内閣府では、社会保障・税番号制度に関するコールセンターを開設しています。

○日本語対応 ☎0570・20・0178

○英語対応 ☎0570・20・0291

○受付時間 月〜金曜日の午前9時30分〜午後5時30分(祝日・年末年始を除く)

問市民課☎724・4225  
☎050・3085・6262

2011年度から始まった町田市農地利用集積円滑化事業により、新たに農業経営を始めた「新規就農者」の農産物の直売を行います。

2011年度から始まった町田市農地利用集積円滑化事業により、新たに農業経営を始めた「新規就農者」の農産物の直売を行います。

2011年度から始まった町田市農地利用集積円滑化事業により、新たに農業経営を始めた「新規就農者」の農産物の直売を行います。

**【通知カード】**  
2015年10月から、「通知カード」で個人番号(マイナンバー)を通知します。

①住民票を有するすべての方に、一人一つの12桁の番号(マイナンバー)が通知されます。

②マイナンバーは、その番号情報が漏洩し、不正に使われるおそれがある場合を除き、生涯変更されません。

③通知カードには、氏名・住所・生年月日・性別が記載されていますが、顔写真は入っていないため、身分証明書としては利用できません。

**【個人番号カード】**  
2016年1月からは、本人の申請に基づき「個人番号カード」が交付されます。

①氏名・住所・生年月日・性別・個人番号(マイナンバー)・本人の顔写真が掲載されますので、身分証明書としても利用できます。

②カードのICチップに搭載された電子証明書によって、e-TAXをはじめ、各種の電子申請が行えます。

③コンビニエンスストアでの証明書類の自動交付など、各自治体が条例で定めるサービスにも利用できます。

2011年度から始まった町田市農地利用集積円滑化事業により、新たに農業経営を始めた「新規就農者」の農産物の直売を行います。

2011年度から始まった町田市農地利用集積円滑化事業により、新たに農業経営を始めた「新規就農者」の農産物の直売を行います。

2011年度から始まった町田市農地利用集積円滑化事業により、新たに農業経営を始めた「新規就農者」の農産物の直売を行います。

**11月12日〜25日は 女性に対する暴力をなくす運動期間です**

配偶者等からの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行

電話☎721・4842  
☎23・2908 FAX723・2946  
(月・火・木・金・土曜日)  
午前9時30分〜午後4時、水曜日(第3水曜日を除く) 午後1時〜8時

問男女平等推進センター☎723・2908 FAX723・2946

**新規就農者〜町田のNEWファーマーズの農産物の直売**

2011年度から始まった町田市農地利用集積円滑化事業により、新たに農業経営を始めた「新規就農者」の農産物の直売を行います。

2011年度から始まった町田市農地利用集積円滑化事業により、新たに農業経営を始めた「新規就農者」の農産物の直売を行います。

2011年度から始まった町田市農地利用集積円滑化事業により、新たに農業経営を始めた「新規就農者」の農産物の直売を行います。

**認可保育園を運営する費用の状況と制度変更のお知らせ**

子育て支援課☎724・2137 FAX050・3101・9459

認可保育園は、保護者の就労や病気などの理由により、家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

市内には市立・私立合わせて69園の認可保育園があります(幼保連携型認定こども園を含む)。

認可保育園の運営は、児童福祉施設最低基準の8時間保育にかかる国基準保育所運営費が基本となっています。このほか、保育所機能を拡充するために、11時間保育や延長保育の実施、0歳児・障がい児保育の充実等、さらに子育て支援にかかわる各種事業を

認可保育園は、保護者の就労や病気などの理由により、家庭で保育できない児童を保護者に代わって保育する児童福祉施設です。

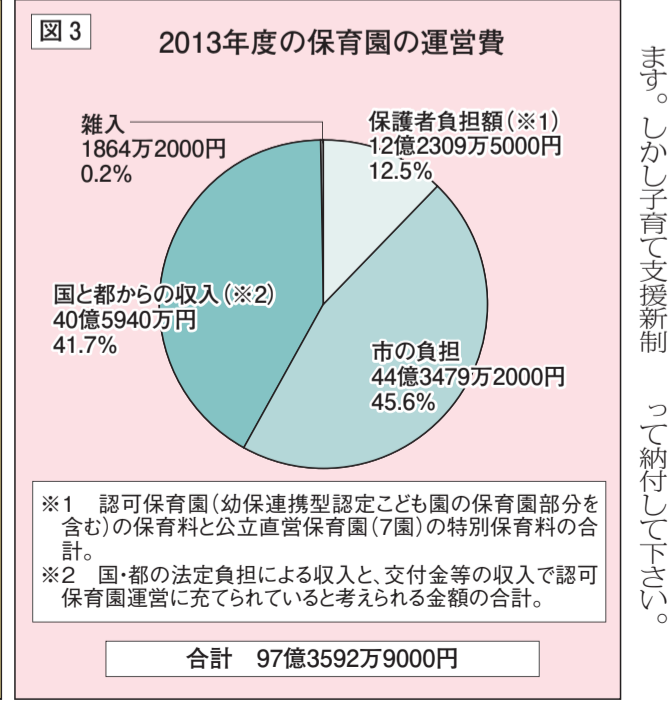
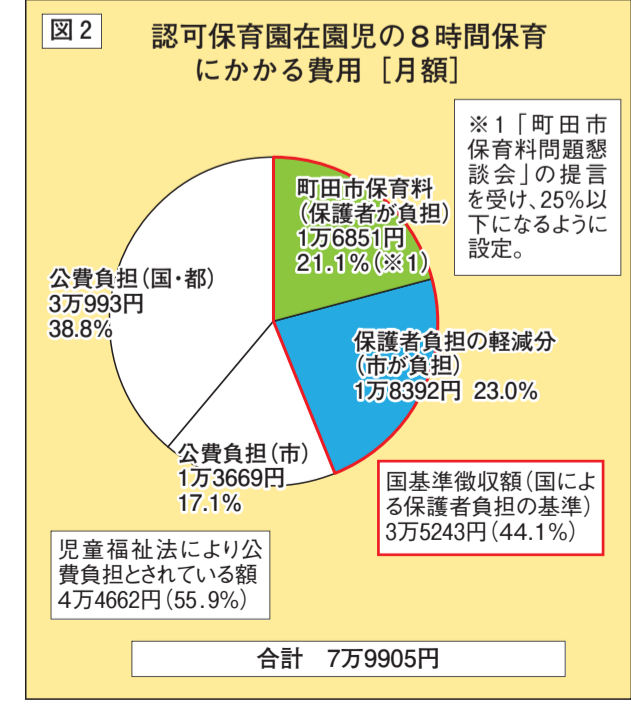
市内には市立・私立合わせて69園の認可保育園があります(幼保連携型認定こども園を含む)。

認可保育園の運営は、児童福祉施設最低基準の8時間保育にかかる国基準保育所運営費が基本となっています。このほか、保育所機能を拡充するために、11時間保育や延長保育の実施、0歳児・障がい児保育の充実等、さらに子育て支援にかかわる各種事業を

**認可保育園の運営には下図のような費用があり、保護者の皆さん・国・都・市で負担しています**

[2013年度の入所児童の状況]  
延べ入所児童数 7万1560人  
月平均入所児童数 5963人  
1人当たりの平均保育料 1万6851円/月

認可保育園の運営に実際にかかる費用		国・都・市で負担	
<p><b>〔国基準保育所運営費〕</b> (児童福祉施設最低基準の8時間保育にかかる費用)</p> <p>国徴収基準額 (国による保護者負担保育料の基準)</p> <p>町田市保育料 (保護者負担)</p>	<p><b>〔都・市加算による保育環境の拡充〕</b> ○最低基準を超えた11時間保育の実施 ○延長保育事業の実施 ○0歳児・障がい児保育の充実 ○職員配置の充実 などにかかる費用</p> <p><b>〔その他各種事業〕</b> ○一時保育事業の実施 ○子育てひろば事業の実施 ○地域子育てセンター事業の実施 などにかかる費用</p>	<p>各園で実施している特別保育(延長・一時・年末)は、保護者負担。 ※市立保育園実施分は市の収入</p>	<p>国・都・市で負担 ※公立は市が負担</p>
<p>公費負担の額</p> <p>市による保護者負担の軽減</p>	<p>町田市保育料 (保護者負担)</p> <p>市による保護者負担の軽減</p>		



実施するための費用もかかっています(図1参照)。

保護者の皆さんに負担していただく保育料は、現在、運営の基本となる国基準保育所運営費の保護者負担(率)が25%以下になるよう設定されています。なお、2013年度は21.1%でした(図2参照)。

**【子育て支援新制度に伴う変更について】**  
現在の保育料は原則として前年の所得税額で決定しています。しかし子育て支援新制度実施に伴い、2015年度からは市民税の所得割額に応じて保育料を決定します。また、その対象となる年度の切り替え時期も、4月から9月に変更するため、保育料が年度の途中で変わることもあります。

新制度については、町田市ホームページ等でお知らせしていますので、ご覧下さい。

保育料や特別保育料は、保育園運営の大切な費用の一部となっています。納期限を守って納付して下さい。

町田市役所臨時給付金専用コールセンター ☎0570・6666・849